

令和7年10月2日

各 位

共 立 信 用 組 合
理事長 鈴木 孝一

元職員による不祥事件に関する追加報告について

令和5年7月10日及び令和6年12月2日に公表致しました不祥事件の当事者である当組合の元職員(令和5年7月28日懲戒解雇済)について、詐欺の疑いで警察に再逮捕・起訴され、公判が行われておりましたが、令和7年3月14日に判決(懲役3年執行猶予5年)が言い渡され、確定しました。

被害に遭われましたお客様をはじめ、日頃より当組合を信頼してお取引を頂いているお客様、組合員の皆様、地域の皆様に対して、多大なご迷惑、ご心配をお掛け致しました事を心より深くお詫び申し上げます。

社会的・公共的な使命を担い、信用を第一として高い倫理観が求められる金融機関として、このような事態を招いた事は誠に遺憾であり、役職員一同深く反省しております。

なお、信用組合の業務の健全かつ適切な運営という観点から、由々しき事態であり、信用組合の公共性にも鑑み、明らかになった事件の概要についてご報告させていただきます。

1. 不祥事件の概要

事故者	元職員(20代男性・渉外係主任(令和5年7月の逮捕時))
発生店	雑色支店
発生期間	令和4年2月15日から令和5年7月8日
発覚日	令和5年7月8日及び令和6年9月15日
事故金額	6,763,382円(被害者は6顧客、合計11件)
事件内容	高齢のお客様に対して、定期預金等の満期処理などと偽り、払戻請求書等に必要事項を記載、押印させて預かり、当組合に対しては解約依頼を受けたと偽り、現金を出金させ、顧客に現金を届けず詐取しておりました。 なお、事故者は詐取した現金について、借金返済や遊興費として使用しておりました。
発覚の端緒	令和5年7月8日、警察の逮捕により、被害者2名に対する、上記詐欺の事実が発覚致しました。 また、令和6年9月15日、警察の再逮捕により、被害者4名に対する余罪が発覚致しました。

2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客様をはじめ、関係するお客様には、個別に事実関係をご説明して深くお詫びを申し上げさせて頂きました。

また、被害金額につきましては、元職員の親族より被害に遭われたお客様等に対して全額弁済をしております。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づく監督官庁への届出を行うとともに、警察の捜査に全面的に協力を行っております。

4. 事故者及び関係者の処分

当該元職員は令和5年7月28日付で懲戒解雇処分としました。また、役員及び関係職員につきましては、経営責任及び管理監督責任等を踏まえて厳正な処分を行いました。

5. 主な再発防止策

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして取り組んでまいりましたが、今回の事件発生を重く受け止め、コンプライアンス態勢、相互牽制及び内部管理態勢の更なる充実・強化の徹底を図るため、再発防止策を策定し実施しております。主な再発防止策は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス研修の実施

不祥事件に関する全体研修を実施する等、コンプライアンス研修の内容の充実・強化を図っていきます。

(2) 職員に対する身上把握

金銭面で悩みを抱える職員を把握するため、所属長による部門職員との面談などを通じた実態把握の強化を図っていきます。

(3) 現金届けに関する対応

高齢のお客様について、現金届け完了後に担当した職員以外の職員が、お客様へ電話にて確認を行う等、相互牽制の強化を図っていきます。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

担当部署： 共立信用組合 法務部

電話番号： 03-3762-7777 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除きます)